

通勤車両管理規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人国立保育会（以下「法人」という）に勤務する職員が通勤のために使用する自己所有車の運転、および管理等に関する事項を定めたものである。

(定義)

第2条 この規定でいう自己所有車とは、道路交通法に基づき運転免許を有して、運転する職員が所有する車両および自転車をいう。

(許可要件)

第3条 職員の自己所有車による通勤は、次の条件に該当しなければ許可されない。
住居が、通勤先までの直線距離で2km以上の場所に在り、且つ次のいずれかの事項に該当しなければならない。

- (1) 交通機関の関係で甚だしく、遠廻りしなければならない者
- (2) 交通機関の便数が少なく、あるいは乗り換えが多く、通勤に長時間を要する者
- (3) 住居から利用する交通機関の駅（停留所）までの距離が遠く、車両を使用すれば通勤時間を大きく短縮できる者
- (4) 身体障害（運転に支障の無い）のため、車両による通勤が安全、あるいは適当と判断される者
- (5) その他、特に理事長が特に認める者

2 但し、自転車を自己所有車とする場合は、前項の定めによらず課長、室長、園長（以下「園長等」とする）が認める者とする。

(手続き)

第4条 自己所有車を運転して通勤しようとする職員は、「自己所有車の通勤使用許可願」「通勤手当申請書」を次の写しを添えて、理事長宛てに申請する。

- ①運転免許証 ②車検証 ③自賠責、および任意保険証
- ④自転車の場合、賠償保険証券

2. 理事長および自転車の場合は園長等は、免許取得年月、運転歴などから安全運転の予測度、並びに自己所有車通勤の許可要件の適否を検討のうえ、決定する。
3. 自己所有車の通勤が認められた職員は、「誓約書」を提出する。
4. 通勤自己所有車の駐車場は、職員が確保するものとし、法人はその責任を負わない。
5. 通勤車両の更新は、毎年4月1日に前1項の写し、および前3項の誓約書を添えて申請するものとする。

(自己所有車の使用制限)

第5条 自己所有車通勤の職員は、法人の許可なく、当該車両を業務のために使用してはならない。

(運転の禁止)

第6条 自己所有車通勤の職員は、道路交通法を遵守し、つねに安全運転を行なうと共に、次の各号に該当する場合は運転してはならない。

- (1) 飲酒した場合
- (2) 心身の疲労などにより、安全な運転が懸念される場合
- (3) 車両整備が不備、不良の場合

(義務)

第7条 自己所有車通勤の職員は、安全運転のため、次の義務を負わなければならない。

- (1) 常に安全運転を期すると共に、園長等の安全上の指示・指導がある場合は、それに従わなければならない
- (2) 警視庁交通安全指導センター主催の安全運転講習会に、業務の支障がない限り、年1回出席するように努めなければならない

(保険の加入)

第8条 自己所有車通勤の職員は、次の保険に必ず加入しなければならない。

- (1) 自動車保険の①強制賠償保険 ②任意の対人賠償保険(無制限) ③任意の対物賠償保険(無制限) ④自転車の場合は対人無制限保障の賠償責任保険
- (2) 保険の契約に関しては、使用目的を「通勤使用」と申告の上更新手続きを完了させること。
- (3) 保険の更新手続きを終えた時は、直ちに写しを提出しなければならない

(自己所有車通勤の禁止)

第9条 自己所有車通勤の職員が、次の各号に該当する場合、自己所有車通勤の許可を取り消されることがある。

- (1) 滑り込み出勤が多く、出勤途上の運転の安全が懸念され、再三の注意にも拘わらず守られない場合
- (2) 帰路に飲酒運転などの悪質な行為のあったことが明らかとなった場合
- (3) 道路交通法等法令が禁止している事項に該当するとき、またはそれに相当する行為と判断されるとき

(法人の無関与)

第10条 自己所有車通勤の職員が、通勤途上において起した事故については、法人は関与しない。

(事故の補償)

第 11 条 自己所有車通勤の職員が運転中の事故、および駐車中における破損・盗難等の事故については、法人は一切その補償を行なわない。

(法人の求償権)

第 12 条 自己所有車通勤の職員が事故を起し、そのため法人が損害を受けたとき、法人は当該職員に対し、その全額を請求する。

(交通費等の支給)

第 13 条 自己所有車通勤の職員に対し、住居から勤務する保育園まで、法人が許可した経路により求められた走行距離に応じて、通勤手当を給与規程に基づき支給する。

(届出の義務)

第 14 条 自己所有車通勤する職員が、次の各号に該当したときは、園長等に速やかに届け出なければならない。

- (1) 通勤途上にかかわらず、交通違反をおかした時
- (2) 通勤途上にかかわらず、交通事故を起した時
- (3) 通勤使用許可願の記載事項に変更があったとき
- (4) 自己所有車通勤を取り止めるとき

附 則

1. この規程は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。
- 2 平成 23 年 4 月 1 日一部改正
- 3 平成 29 年 12 月 8 日一部改正 (任意保険使用目的に通勤、業務使用の制限)
- 4 平成 30 年 4 月 1 日一部改正 (自転車の追加)
- 5 令和 3 年 4 月 1 日一部改正